

第57回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成29年9月5日（火） 10:00～11:30
場 所	福岡市役所15階 1505会議室
出席者	<p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>石森 久広 五十川 直行 稲川 秀司 稲葉 美由紀 撫尾 桂子 永星 浩一 田邊 宜克 鳥越 しほり 馬場 明子 村上 裕章</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 中村 裕 個人情報保護係長 吉谷 圭 個人情報保護係員 佐藤 仁美</p>
議 題	<p>1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について</p> <p>2 部会に属する委員の指名について</p> <p>3 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について</p>

開 会

（事務局） 第57回福岡市個人情報保護審議会を開会する。新たな任期における初めての審議会であり、委員の任期は平成29年9月1日からの2年間となる。

本日は委員1名が欠席だが、条例第59条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

（事務局） 会長の選出については、条例第58条において、「委員の互選によりこれを定める」と規定している。推薦，意見等があれば願います。

（委員） 前の任期において、会長として審議会を円滑に運営いただいたこともあり、引き続き村上委員に会長を務めていただきたい。

（委員） 異議なし。

（村上委員） 了承。

（事務局） それでは前の任期に引き続き、村上委員に会長をお願いすることに決定する。また、これからの議事の進行は、村上会長に願います。

（会長） 会長職務代理者の指名について、条例第58条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められていることから、前の任期において、会長職務代理者を務めた五十川委員を引き続き指名させていただく。

議題2 部会に属する委員の指名について

(会長) 部会の委員については、条例で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「審査請求部会」、「個人情報保護制度部会」及び「特定個人情報保護評価部会」の委員について、私から指名する。

まず、「審査請求部会」及び「個人情報保護制度部会」の委員については、前の任期に引き続き、石森委員、五十川委員、永星委員、田邊委員、私を指名する。

次に、「特定個人情報保護評価部会」の委員については、前の任期に引き続き、石森委員、五十川委員、馬場委員、私を指名し、今期より新たに、鳥越委員を指名する。

議題3 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について

(事務局) 資料に沿って説明。

(会長) 今の報告について、質問や意見があればお願いします。

(委員) 個人情報のネット流出事案の概要を尋ねる。

(事務局) 市民の方の意見をHPに掲載した際、非公開とすべきであった個人名を公開してしまったものである。

(委員) 個人情報漏えい等事案の発生形態として、ネット流出を項目立てている理由を尋ねる。

(事務局) インターネット上に個人情報が流出してしまうと、不特定多数の目に晒され、また情報の回収が困難であることから、特筆すべきと考え、項目立てている。

(委員) 個人名が公開されていることは、なぜわかったのか。

(事務局) 市民の方からの指摘により、判明したものである。

(委員) 公開・非公開をチェックする仕組みはなかったのか。

(事務局) 通常は、複数名がチェックを行った上で、市民の方の意見をHPに掲載しているが、本事案においてはチェックしたものの見落とししてしまったものである。

(委員) ネット流出していた期間、当該期間のHPへのアクセス状況を尋ねる。

(事務局) 期間は2日間である。アクセス状況は不明なので、担当課に確認する。

(委員) 個人情報漏えい等事案が発生した場合の対応について尋ねる。

(事務局) マニュアルに沿った対応を行うようにしており、事案が発生したら、所属長への報告、本人への謝罪、個人情報の回収、再発防止策の検討、事案によっては公表という流れになる。

(委員) 小学校で、学級の当番表が風で飛ばされた事案は、学校長から報告があったのか。

(事務局) 学校が、教育委員会に報告し、教育委員会から情報公開室に報告があった。

(委員) 当番表は見つかったのか。

(事務局) 見つかっていない。事故後の対応としては、謝罪文を各家庭に配布するとともに、家庭訪問等にて謝罪を行っている。

再発防止策としては、個人情報の取扱いについて改めて周知徹底するというものである。

風で飛ばされないように、首からストラップ等でかけておく、不必要なものを外に持ち出さないことも考えられる。

(委員) 当番表が、体育の授業に必要な理由がわからない。

(委員) 郵便局の誤配は、どの発生形態に分類されるのか。

(事務局) その他に分類される。

(委員) 26年度の事案の総件数が26件、27年度48件、28年度は82件と倍増しているが、その原因を尋ねる。

(事務局) 原因は分析できていないが、個人情報保護研修等により事故を報告する意識の高まりによるところもあると考えている。

(委員) 所属からの報告をもとに原因分析ができると思うので、検討してほしい。

(会長) 報告の様式は定めているか。

- (事務局) 定めている。
- (委員) 報告をもとに各所属に連絡をとり、詳しい内容を聴取、分析することも重要である。
- (委員) 事故報告が必要なことは、今後とも周知・徹底してほしい。
また、82件の事故が発生しているとなると、事故報告が集約される情報公開室だから対応できることもあると思うので、今後検討されたい。
- (委員) 発生形態がその他の事故において、今後も同様の事故が発生すると想定されるものはあるか。
また、公表の方法についての基準はあるか。
- (事務局) 郵便局の誤配、個人情報をお口頭で伝えてしまったものについては、その他に分類しており、今後も発生すると想定される。
また、公表の方法についての基準はないが、通常は記者発表を行っている。
- (委員) どれくらいの割合で公表しているのか。
- (事務局) 28年度は5件で、公表したものを資料に掲載している。
- (会長) 事故が減少するよう、情報公開室において、原因分析、注意喚起等対応されることをお願いします。
却下決定した開示請求は、どのようなものだったのか。
- (事務局) 開示請求に必要な本人確認書類が提出されなかったため、却下決定したのがある。
- (委員) 本人確認書類が提出されなくても、開示請求は受け付けるということか。
- (事務局) 受け付けた上で、本人確認書類の提出を求める。
- (委員) 本人確認書類の提出期限は設定するのか。
- (事務局) 設定する。
- (委員) 却下決定に対する不服申立ては受け付けるのか。
- (事務局) 受け付ける。
- (会長) 他に質問等がないか。
- (委員) なし。
- (会長) それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会